

## K O B E シニア元気ポイント事業実施要綱

令和 2 年 10 月 1 日

福祉局長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、65歳以上の高齢者（神戸市の第 1 号被保険者に限る。以下「被保険者」という。）が行う対象の活動に対してポイントの付与と、付与したポイントの交換を行う事業（以下「K O B E シニア元気ポイント事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の外出の機会の増加及び社会参加の推進を図り、もって高齢者の生きがいをづくり、要介護状態等となることの予防を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の例による。

2 この要綱において「活動」とは、第 8 条第 1 項の規定による登録を受けた施設等（以下「活動受入施設等」という。）で、前条の目的を達成するために被保険者にポイントの付与を行うことができる活動をいう。

### (事務の委託)

第 3 条 市長は、K O B E シニア元気ポイント事業の実施にあたり、第 4 条第 1 項の登録を受けようとする申請者（以下「活動登録申請者」という。）からの申請書の受付と登録、活動登録申請者に対する説明会の実施、ポイントの管理と交換その他の事務を委託することができる。

(活動登録者の登録)

第4条 K O B Eシニア元気ポイント事業の活動を行おうとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。(市長の登録を受けた者を以下「活動登録者」という。)

2 前項の登録を受けることができる者は、被保険者に限るものとする。

3 活動登録申請者は、「K O B Eシニア元気ポイント活動登録申請書」(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、活動登録者が前条第2項に該当しないことを確認したときは、前条第1項の登録を取り消すものとする。

(登録の消除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の登録を消除するものとする。

(1) 前条の規定により第4条第1項の登録を取り消したとき

(2) 活動登録者から第4条第1項の登録の消除の申請があったとき

(3) 前2号に掲げるものの他、市長が活動登録者として不適當であると認めるとき

(登録内容の変更と消除の届出)

第7条 第4条第1項の規定により登録を受けた内容に変更があった活動登録者や、前条第2号の規定による登録の消除の申請をしようとする活動登録者は、「K O B Eシニア元気ポイント登録内容変更・消除届出書」(様式第2号)を、市長に届け出なければならない。

(活動受入施設等の登録)

第8条 K O B Eシニア元気ポイント事業の活動の場を提供するものとして活動登録者を受け入れようとする施設等の開設者等は、あらかじめ市長に登録を受

けなければならない。

2 前項の登録は、ポイントを付与する施設等ごとに行う。

(活動受入施設等の登録の取消し)

第9条 市長は、施設等の指定（介護老人保健施設、介護医療院にあつては、開設の許可）を取り消されたときは、第8条第1項の登録を取り消すものとする。

(活動受入施設等の登録の消除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の登録を消除するものとする。

(1) 前条の規定により第8条第1項の登録を取り消したとき

(2) 活動受入施設等の開設者等から第8条第1項の登録の消除の申請があったとき

(3) 前2号に掲げるものの他、市長が活動受入施設等として不適當であると認めるとき

(活動受入施設等の登録内容の変更と消除の届出)

第11条 第8条第1項の規定により登録を受けた内容の変更や、前条第2号の規定による登録の消除の申請をしようとする活動受入施設等の開設者等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(活動へのポイント付与等)

第12条 活動受入施設等は、別途定めるところにより、当該活動登録者が行った活動の時間や種類に応じてポイントを付与するものとする。

2 活動登録者が1日に受けることができるポイントは、最大200ポイントまでとし、毎年度4月1日から3月31日までの1年間で最大8,000ポイントまでとする。ただし、別途定めるものを除く。

3 第1項のポイントについては、付与された年度の翌年度末日までに第13条の交換申請がなされなかった場合は、消滅するものとする。

(ポイント交換)

第13条 ポイントの交換を受けようとする活動登録者は、市長に交換の申請をしなければならない。

(ポイント交換の額)

第14条 前条のポイント交換は、第12条第2項に規定するポイントの単位に応じて原則1,000円単位で交付するものとし、その額は、1ポイントにつき1円とする。ただし、別途定めるものを除く。

(交換の制限)

第15条 第13条の申請をしようとする活動登録者（以下「交換申請者」という。）が、当該申請をした日において本市が行う介護保険の保険料を滞納しているときは、当該交換申請者に対してはポイント交換を行わないものとする。

(ポイント交換決定の通知)

第16条 市長は、第13条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、申請が適正に行われているかどうか、ポイントに誤りがないかどうか等を審査し、適当と認めるときは、速やかにポイントの交換の決定をするものとする。

(ポイント交換決定の通知)

第17条 市長は、前条の規定により、ポイント交換を決定したときは、その旨を「K O B Eシニア元気ポイント交換決定通知書」（様式第3号）により、交換申請者に通知するものとする。

2 市長は、ポイントの交換をしない旨の決定をしたときは、理由を付してその旨を交換申請者に通知するものとする。

(ポイント交換決定の取消し)

第18条 市長は、ポイントの交換をした活動登録者（以下「交換済活動登録者」という。）が次の各号に該当するときは、ポイント交換の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) ポイント交換の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段によりポイントの交換を受けたとき

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、理由を付してその旨を交換済活動登録者に通知するものとする。

(ポイント交換後の現金の返還)

第19条 市長は、前条第1項の規定によりポイント交換の決定を取り消した場合において、交換済活動登録者に対し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(施行細目の委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(適用期日)

2 令和2年度における活動登録者に付与するポイントに係る第12条第2項の適用については、第12条第2項中「毎年度4月1日から3月31日までの1年間」とあるのは「令和2年10月1日から令和3年3月31日までの半年間」とする。

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

神戸市長  
K O B Eシニア元気ポイント事務局 宛

K O B Eシニア元気ポイント活動登録申請書

K O B Eシニア元気ポイントの活動者として登録をしたいので、次のとおり申請します。  
また、ポイント制度の実施にあたって必要がある場合は、神戸市又は、神戸市が委託した研究機関等で、本事業に参加することにより要介護状態等が維持・改善したことを確認するため、私の介護保険等に関する情報(※)を閲覧・分析することに同意します。

住 所	〒 神戸市		
ふりがな			
氏 名			
被保険者番号			
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
連絡先	電話：	F A X：	
	携帯：		
	E-mail：		
活動施設 【現在活動中の 方のみ記入】			

【注 意】

活動者の登録は、神戸市の介護保険の第1号被保険者に限ります。  
ポイント交換申請時に、申請者に介護保険料に係る未納があると、現金交換できない場合があります。  
※介護保険の要介護状態区分等、介護保険料の納付状況、検診結果、国民健康保険レセプトデータ情報等を、住所・氏名等個人情報を匿名化して、使用します。

【留意事項】

- ・活動等を行う際は、活動受入施設等のルールに従ってください。
  - ・体調がすぐれないときは、決して無理をせず、休んでください。
- ※住所や電話番号など変更があったときは、届出が必要です。事務局までご連絡ください。

【事務局記入欄】

登録場所		保険証確認	済 ・ 後日連絡
仮 ID			担当者：

お問い合わせ先：K O B Eシニア元気ポイント事務局

〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1 センタープラザ 1007 TEL:078-335-6543/FAX:078-335-6542

第2号様式(第7条関係)

令和 年 月 日

神戸市長  
K O B Eシニア元気ポイント事務局 宛

氏名

住所

生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日

K O B Eシニア元気ポイント活動登録内容変更・削除届出書

K O B Eシニア元気ポイントの登録を、次のとおり 

変更 削除
----------

 します。

変更事項		氏名 ・ 住所 ・ 連絡先 (○をつけてください。)
変更 内容	変更前	
	変更後	
変更・削除理由		

注意 K O B Eシニア元気ポイント事務局から専用カードを配布した方については、

削除の場合には、必ず専用カードを返却してください。



第3号様式(第17条関係)

(公印省略)  
神福介第 号  
令和 年 月 日

(活動登録者)様

神戸市長

K O B Eシニア元気ポイント交換決定通知書

記

K O B Eシニア元気ポイントの交換について、次の通り決定しましたので、通知します。

氏名	
交換対象ポイント	ポイント
残ポイント	ポイント
ポイント交換金額	円

ポイントを活用し、K O B Eシニア元気ポイント事務局より指定口座に以下の金額を振り込みます。

円

- ※口座へは、通知書発送後、一週間を目途に振り込まれる予定です。
- ※通帳には、「ゲンキポイント」と記載されます。

【お問合せ先】  
K O B Eシニア元気ポイント事務局  
TEL 078-335-6543